

# 規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法の一部を改正する法律

規制の名称：方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和8年3月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

- ・事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい一方、施行当初の環境影響評価法では、事業の内容が概ね決定した後で環境影響評価を実施することが多いため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合が多かった。事業の位置・規模や施設の配置・構造等の検討段階における環境配慮の検討は、早期段階での重大な環境影響の回避につながり、当初の制度では困難であった柔軟な措置の実施を可能とするものである。
- ・以上を踏まえ、環境影響評価法第3条の2から第3条の9において、第一種事業について、方法書手続の実施前の段階で環境保全上配慮すべき事項について検討を行う配慮書手続を創設した。

### <今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

### <課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

### <遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

### <行政費用の概況>

- おおむね想定どおり

- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

- ・ 配慮書手続が導入されたことにより、当該規制の導入から令和5年度末までに合計で511件の手続がなされ、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等に係る複数案を設定の上、地域の声を踏まえた環境配慮に係る検討が実施されるようになったこと等が確認されており、導入時に見込んだとおり、事業に係る環境の保全について適正な配慮を確保することに寄与していると考えられる。

### <負担>

#### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・ 上述の通り、当該規制の導入から令和5年度末までに合計で511件の手続がなされているなかで、事業者の遵守費用については、事業ごとに異なるため、一概にはいえないが、要する期間については、事業者のヒアリングによると、平均150日程度かけて計画段階配慮事項の検討その他の手続が行われており、環境影響評価法に定められる本手続以降の手続に要する平均日数と比較すると、要している期間は最も短い。

#### ■ 行政費用

- ・ 環境大臣及び主務大臣が、計画段階配慮事項の検討結果について環境の保全の観点から必要に応じて意見を述べるため、それに伴う体制の増強に係る費用負担が発生している。本規制開始後の平成25年度から令和5年度までの実績によると、平均約46件/年の配慮書への大臣意見が述べられており、発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を300時間、単価を2,676円（平均給与月額：414,801円（令和6年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155時間（月間総労働時間：7時間45分/日、1ヶ月で20日勤務））とすると、802,800円/件となり、36,928,800円/年の行政費用が発生したといえる。

#### ■ その他の負担

- ・ 特になし

## 3 考察

- ・ 配慮書手続の創設により、事業の早期段階において環境配慮がなされ、事業に係る環境の保全について適正な配慮が確保できているほか、事業の円滑な実施にもつながっており、実施に伴う負担は過大なものではないことから、本制度は継続することが妥当である。